

# 保険料額のめやす

《平成20・21年度の保険料率》

新しい制度では、保険料は加入する方一人ひとりの所得に応じて公平に負担いただくこととなります。

1人当たりの

保険料  
(年額)

=

均等割額

36,758円

+

所得割額

基礎控除後の  
総所得金額  
×6.79%

被保険者の所得に  
応じて負担します。

※保険料の上限額は  
50万円です。

被保険者が均等に  
負担します。

## 例1) 後期高齢者1人暮らし世帯 (所得が年金のみの場合)

(単位: 円)

	年金収入	※1 年金所得	総所得	※2 軽減判定所得	※3 賦課標準額	所得割額	均等割 (軽減後)	個人計	保険料額
85歳	792,000	0	0	0	0	0	11,027	11,027	11,027

軽減措置判定所得額 0

この額が均等割額の軽減措置の基準となります。  
33万円以下なので7割軽減となります。

## 例2) 後期高齢者2人暮らし世帯 (所得が年金のみの場合)

(単位: 円)

	年金収入	※1 年金所得	総所得	※2 軽減判定所得	※3 賦課標準額	所得割額	均等割 (軽減後)	個人計	保険料額
85歳	2,000,000	800,000	800,000	650,000	470,000	31,913	29,406	61,319	61,319
80歳	500,000	0	0	0	0	0	29,406	29,406	29,406

軽減措置判定所得額 650,000

この額が均等割額の軽減措置の基準となります。  
33万円+35万円×2人(被保険者の数)=103万円以下なので  
2割軽減となります。

## 例3) 後期高齢者2人以外の同居している人が世帯主の場合

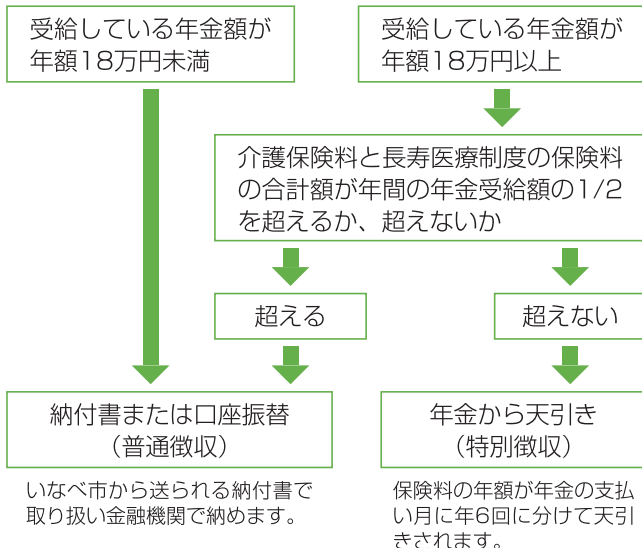
(単位: 円)

	年金収入	※1 年金所得	総所得	※2 軽減判定所得	※3 賦課標準額	所得割額	均等割 (軽減後)	個人計	保険料額
85歳	2,000,000	800,000	800,000	650,000	470,000	31,913	36,758	68,671	68,671
80歳	500,000	0	0	0	0	0	36,758	36,758	36,758

軽減措置判定所得額 2,970,000

この額が均等割額の軽減措置の基準となります。  
33万円+35万円×2人(被保険者の数)=103万円以上なので  
軽減はありません。

- ※1 年金所得…年金収入が330万円未満の場合は公的年金控除額120万円を引いた額が年金所得額となります。
- ※2 軽減判定所得…公的年金控除を受けた方について高齢者特別控除15万円を引いた額となります。
- ※3 賦課標準額…総所得から基礎控除33万円を引いた額です。収入が年金収入のみで収入額が153万円以下の方は所得割は課せられません。



## 「保険証」の疑問に お答えします!

「保険証」に有効期限が7月31日と  
なっていますが、それ以降はどうなるの?

毎年8月1日が更新のため、それ以降は、負担区  
分の判定後、新しい「保険証」を7月下旬に送付予  
定です。

「保険証」1枚だけで病院に!

健康  
保険証

と

老人医療  
受給者証

➔

後期高齢者  
医療保険証

「保険証」がまだ届いていない方は、  
北勢庁舎保険年金課へ連絡を!

☎北勢庁舎 保険年金課 ☎72-3829 ☎72-3334